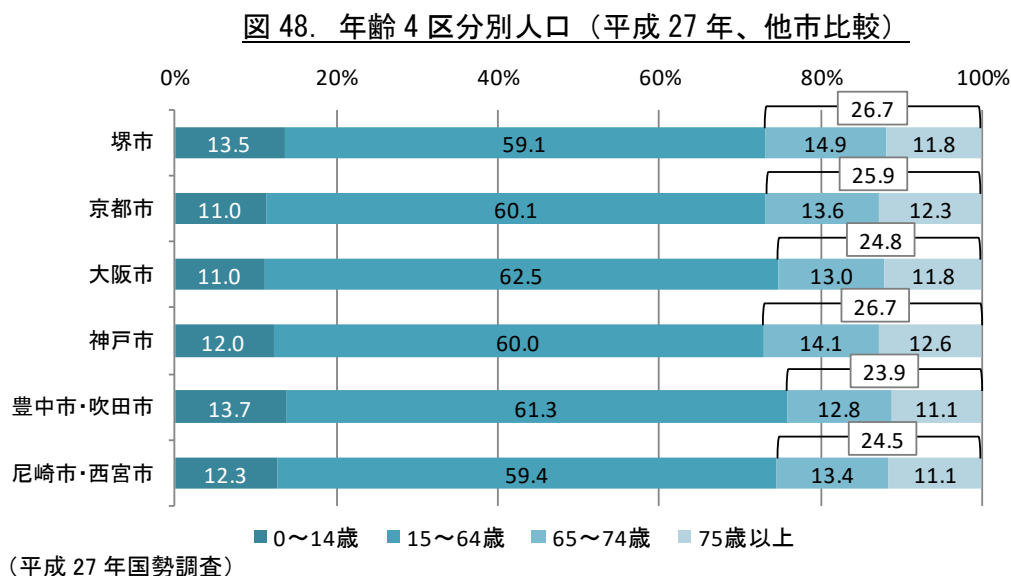


図 表 編

(P3 関係)

□図 48. 年齢 4 区分別人口の状況 (他市比較)



□表 4・表 5. 人口の転入・転出

表 4. 転入・転出の状況 (平成 30 年度、対全国)

地域	移動人数		構成比		増加数 (転入－転出)
	転入	転出	転入	転出	
北海道	148	155	0.6%	0.6%	▲ 7
東北	253	214	1.0%	0.8%	39
関東	2,445	3,093	9.5%	12.0%	▲ 648
北陸	292	243	1.1%	0.9%	49
中部	1,313	1,150	5.1%	4.5%	163
近畿	16,844	17,785	65.5%	68.8%	▲ 941
中国	803	733	3.1%	2.8%	70
四国	449	387	1.7%	1.5%	62
九州	1,033	898	4.0%	3.5%	135
国外他	2,152	1,181	8.4%	4.6%	971
その他	—	—	0.0%	0.0%	0
総計	25,732	25,839	100.0%	100.0%	▲ 107

(堺市調べ)

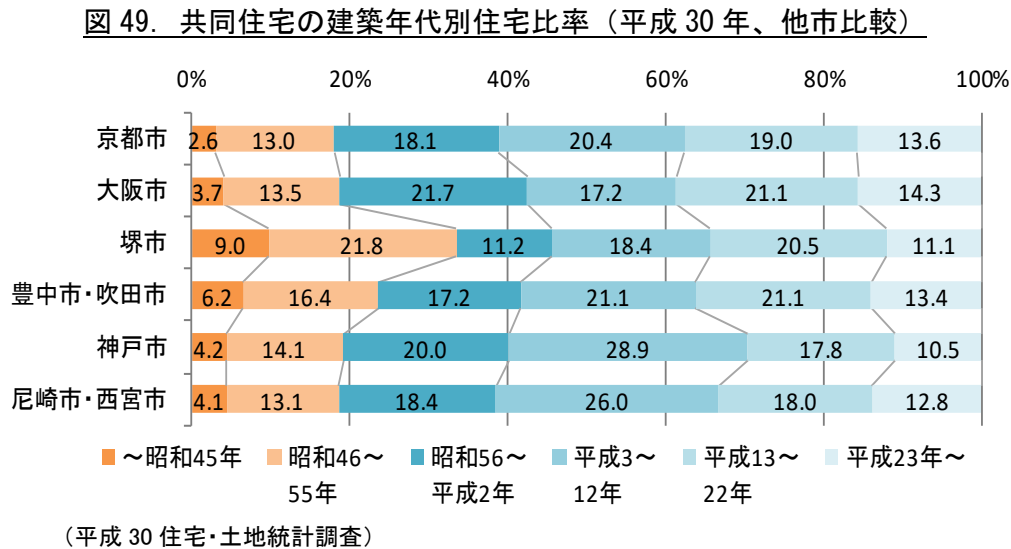
表 5. 転入・転出の状況 (平成 30 年度、対大阪府)

地域	移動人数		構成比		増加数 (転入－転出)
	転入	転出	転入	転出	
大阪市	4,862	5,599	35.5%	39.9%	▲ 1,200
北部大阪地域	938	1,155	7.9%	8.3%	▲ 195
東部大阪地域	1,318	1,286	10.8%	9.1%	55
南部大阪地域	5,640	5,757	45.8%	42.8%	▲ 354
南河内地域	2,208	2,520	39.6%	42.7%	▲ 324
泉北地域	2,040	2,209	33.8%	40.3%	▲ 505
泉南地域	1,392	1,028	26.7%	17.0%	475
その他	—	—	0.0%	0.0%	0
大阪府総計	12,758	13,797	100.0%	100.0%	▲ 1,694

(堺市調べ)

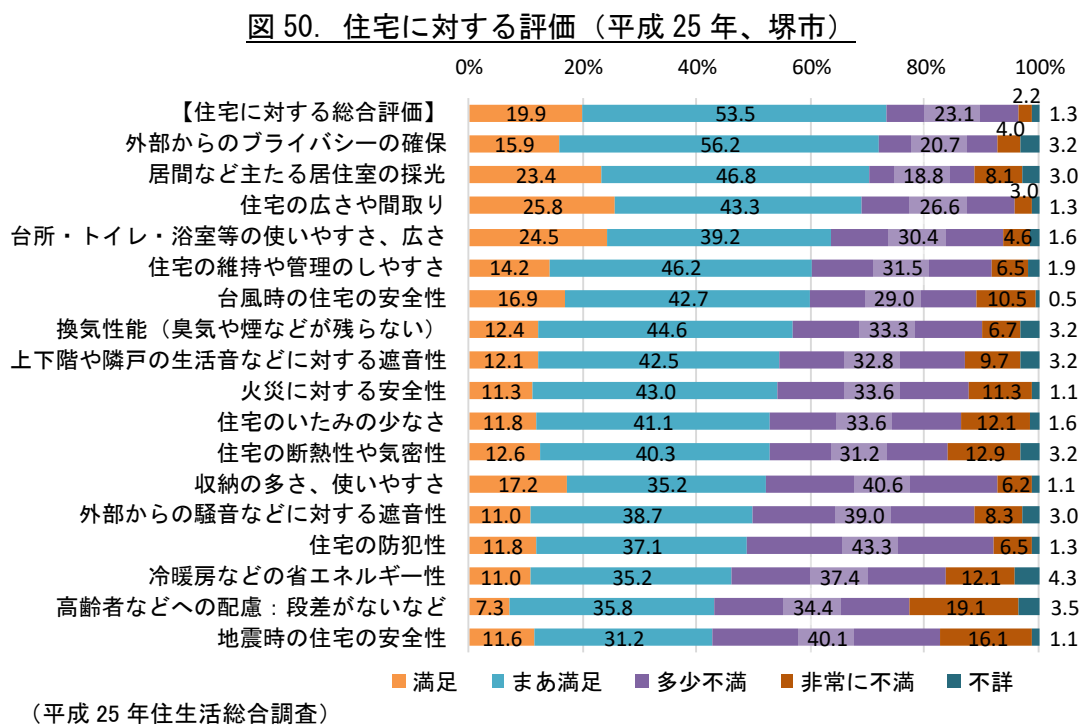
(P3 関連)

□図 49. 共同住宅の建築年代別住宅比率（他市比較）



(P8 関連)

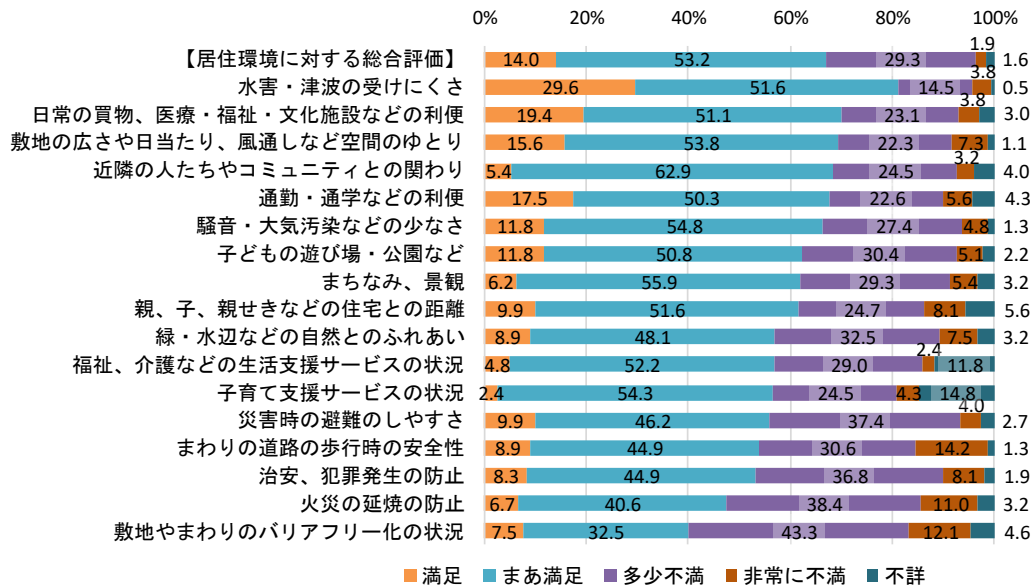
□図 50. 住宅に対する評価



(P8 関係)

□図 51. 住環境に対する評価

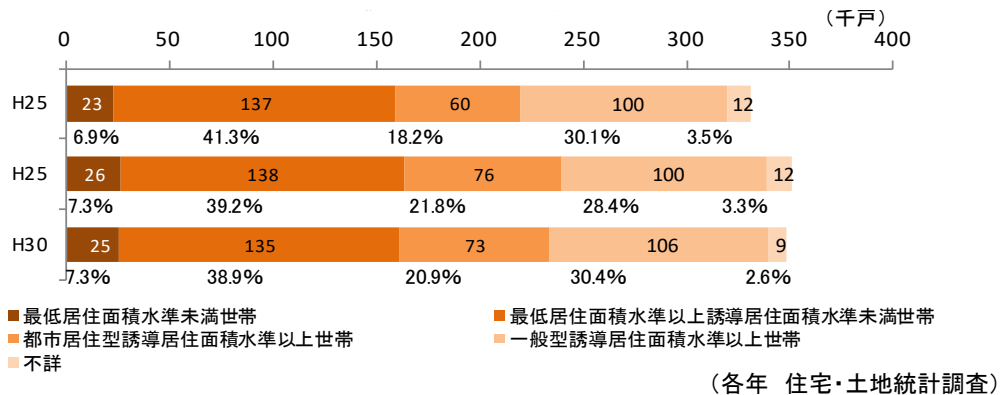
図 51. 住環境に対する評価 (平成 25 年、堺市)



(平成 25 年住生活総合調査)

□図 52. 居住面積水準別住戸数と比率の推移

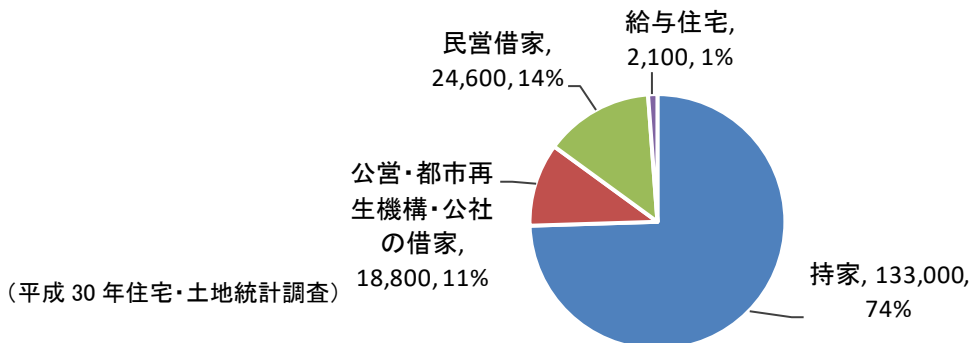
図 53. 居住面積水準別住戸数と比率の推移 (堺市)



(各年 住宅・土地統計調査)

□図 53. 所有関係別の誘導居住面積水準達成率

図 53. 所有関係別の誘導居住面積水準達成率 (平成 30 年、堺市)

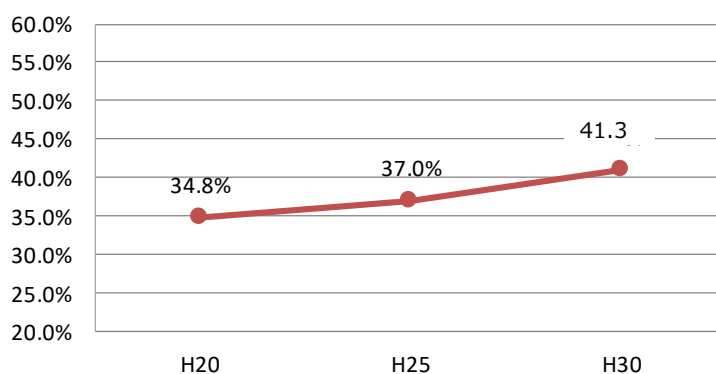


(平成 30 年住宅・土地統計調査)

(P10 関係)

□図 54. 子育て層における誘導居住面積水準達成率の推移

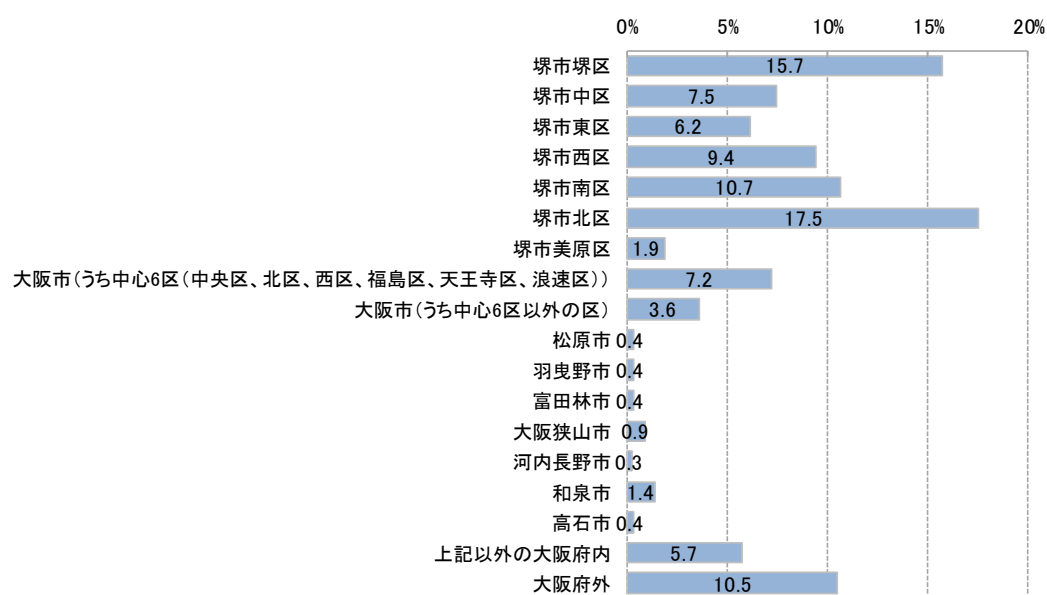
図 54. 子育て層における誘導居住面積水準達成率の推移 (堺市)



(各年 住宅・土地統計調査)

□図 55. 若年・子育て世帯が今後住み替えたい地域

図 55. 若年・子育て世帯が今後住み替えたい地域 (堺市 (第1希望))



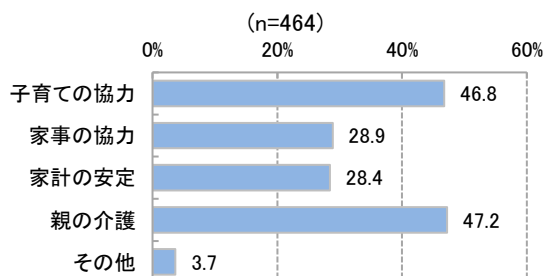
(R1 年度 若年世帯の住まいニーズ調査)

(P10 関係)

□図 56. 若年・子育て世帯が親族との同居、隣居、近居を希望する理由

同居、隣居、近居をする／したい理由 複数回答	N	%
子育ての協力	217	46.8
家事の協力	134	28.9
家計の安定	132	28.4
親の介護	219	47.2
その他	17	3.7
全体	464	100.0

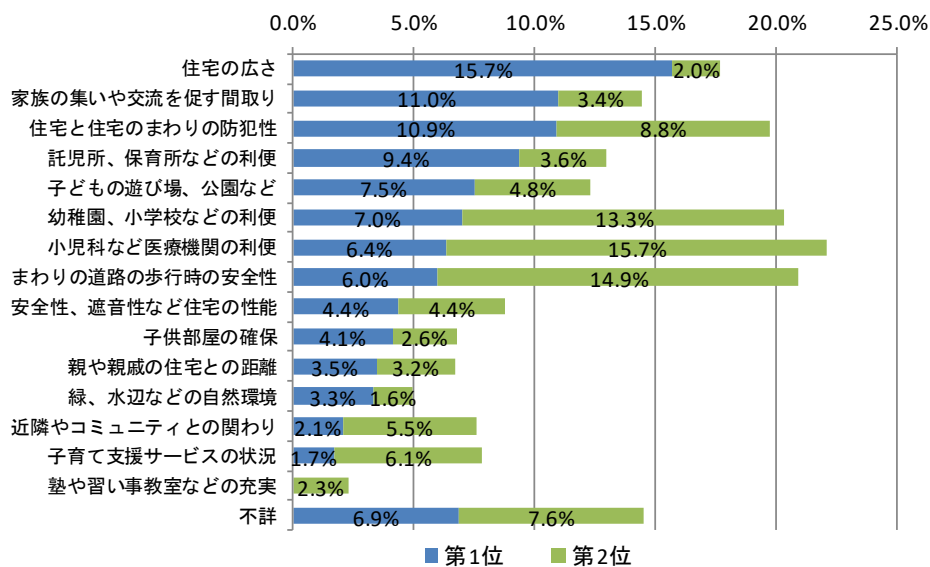
図 56. 親族との同居、隣居、近居を希望する理由



(R1 年度 若年世帯の住まいニーズ調査)

□図 57. 子育てにおいて重要な要素

図 57. 子育てにおいて重要な要素 (平成 25 年、子育て世帯・堺市)

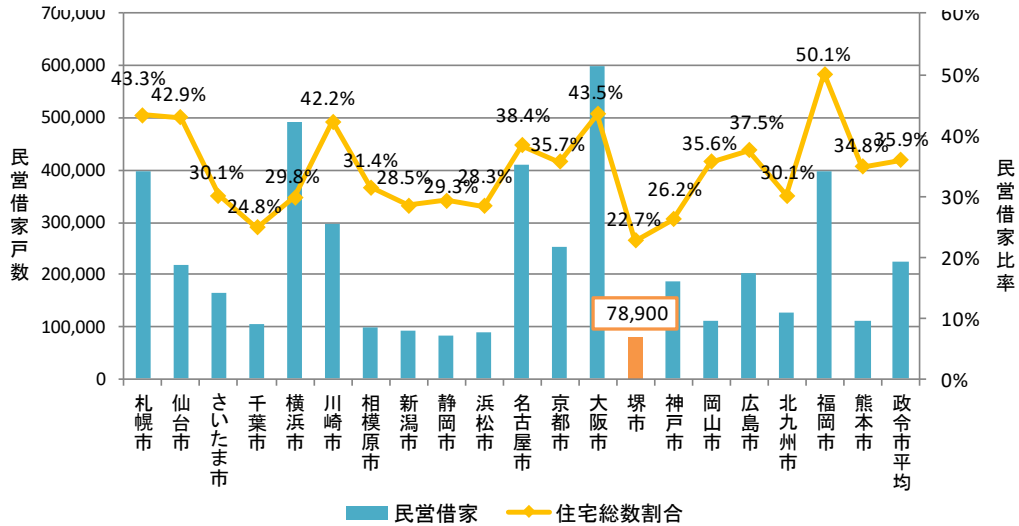


(平成 25 年住生活総合調査)

(P12 関係)

□図 58. 民営借家戸数と住宅総数に占める比率

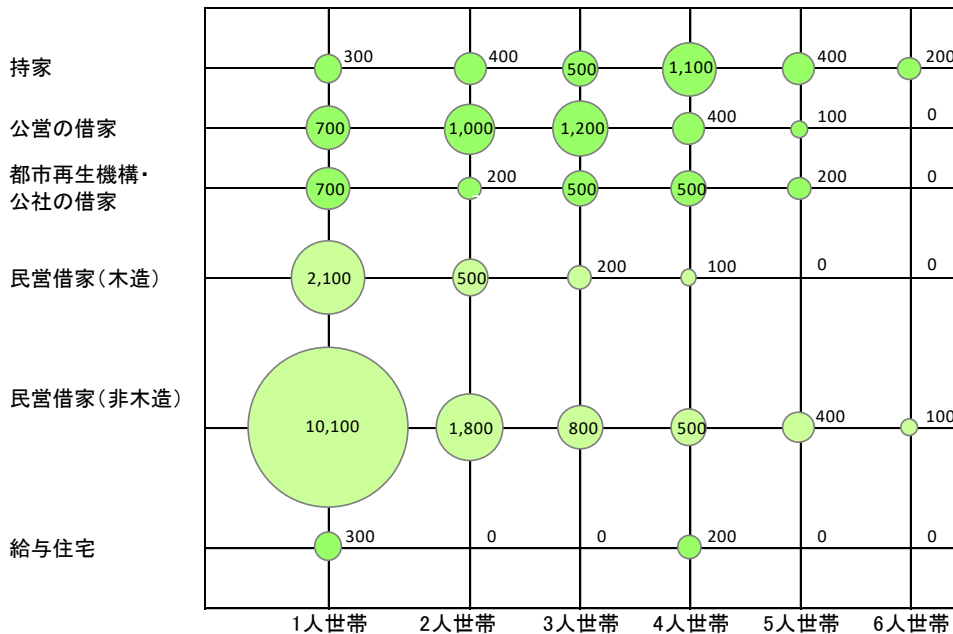
図 58. 民営借家戸数と住宅総数に占める比率（平成 30 年、政令市）



(平成 30 年住宅・土地統計調査)

□図 59. 所有関係別の居住面積水準未満世帯数

図 59. 所有関係別の最低居住面積水準未満世帯数（平成 30 年、堺市）

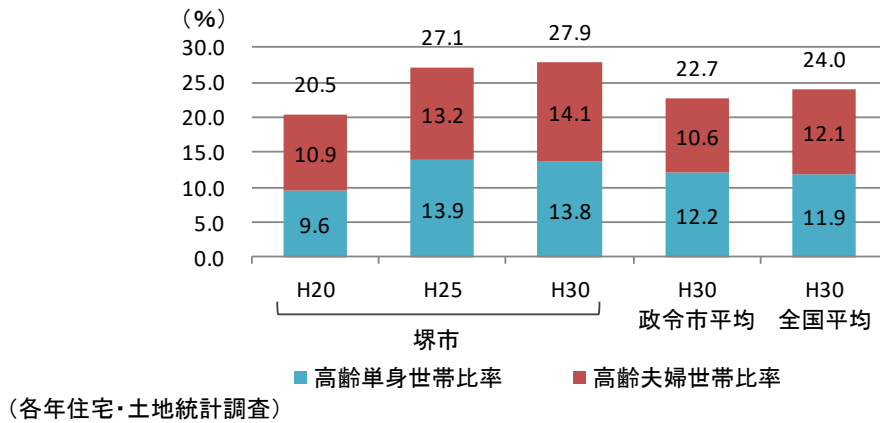


(平成 30 年住宅・土地統計調査)

(P12 関係)

□ 図 60. 高齢者世帯比率の推移

図 60. 高齢者世帯比率の推移（堺市、政令市平均、全国平均）



□ 図 61・図 62. 低所得世帯比率の推移（年間収入階級別世帯比率の推移）

図 61. 年間収入 200 万円未満世帯数の推移（堺市）

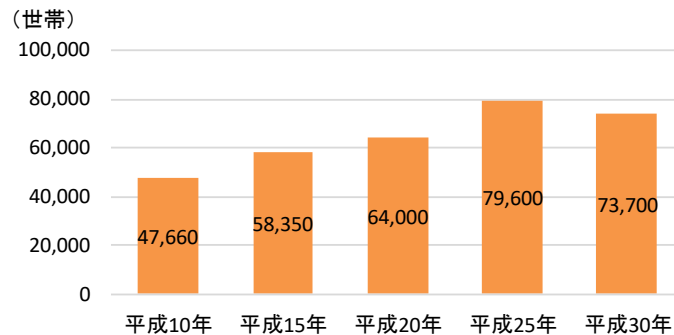
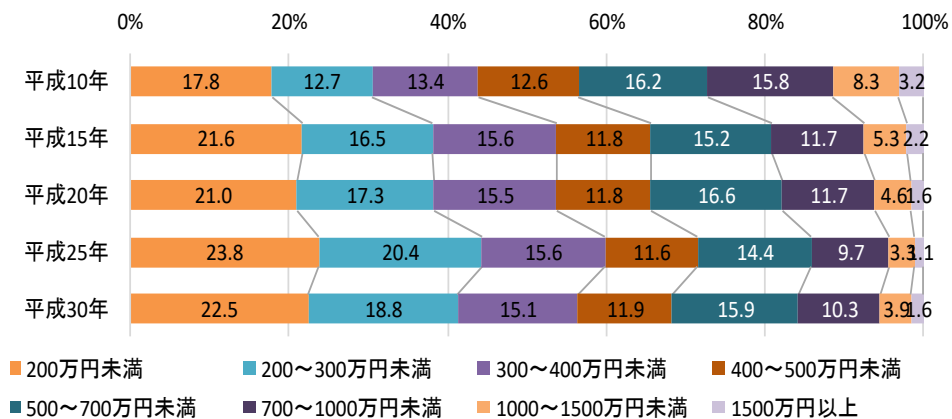


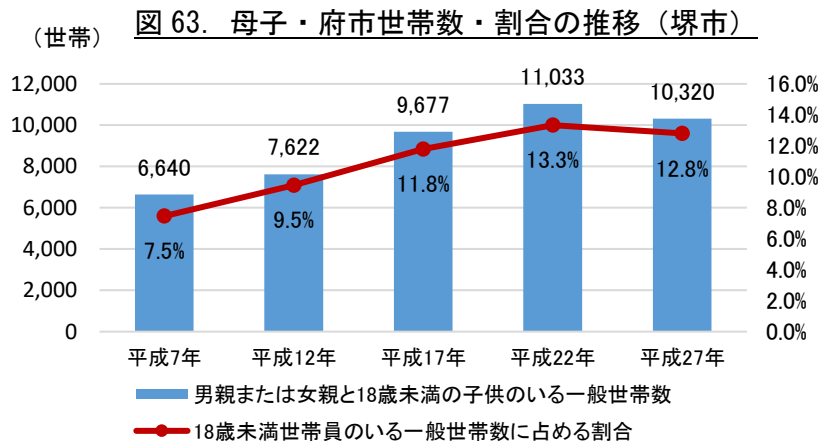
図 62. 年間収入階級別世帯比率の推移（堺市）



(各年住宅・土地統計調査)

(P12 関係)

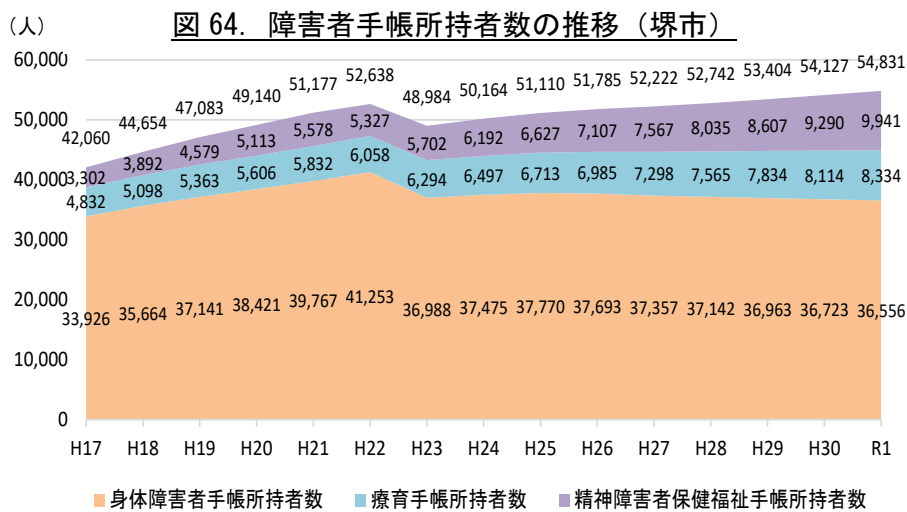
□図 63. 母子・府市世帯数・割合の推移



※母子・父子世帯数が18歳未満の世帯員がいる一般世帯数に占める割合を算出。

(各年国勢調査)

□図 64. 障害者手帳所持者数の推移

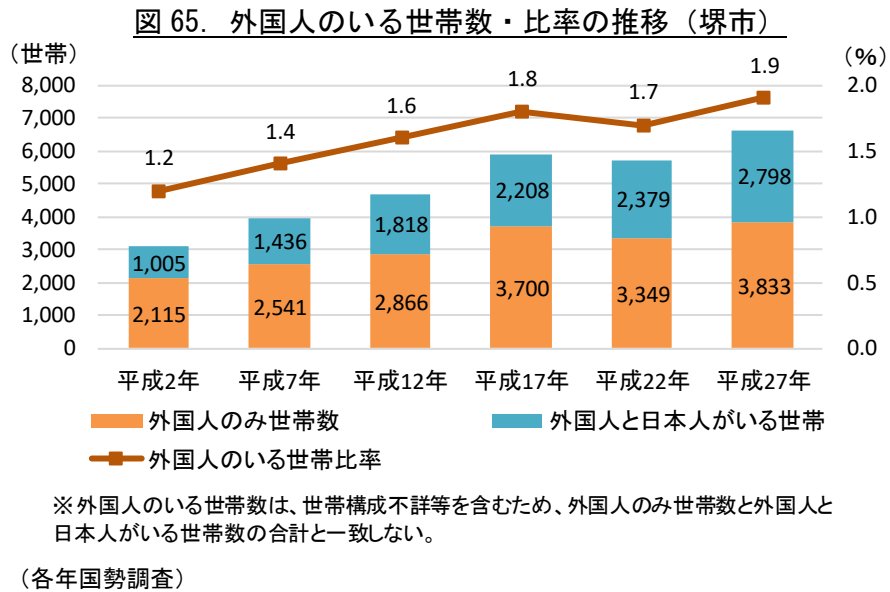


(堺市調べ、平成 31 年 3 月 1 日時点)

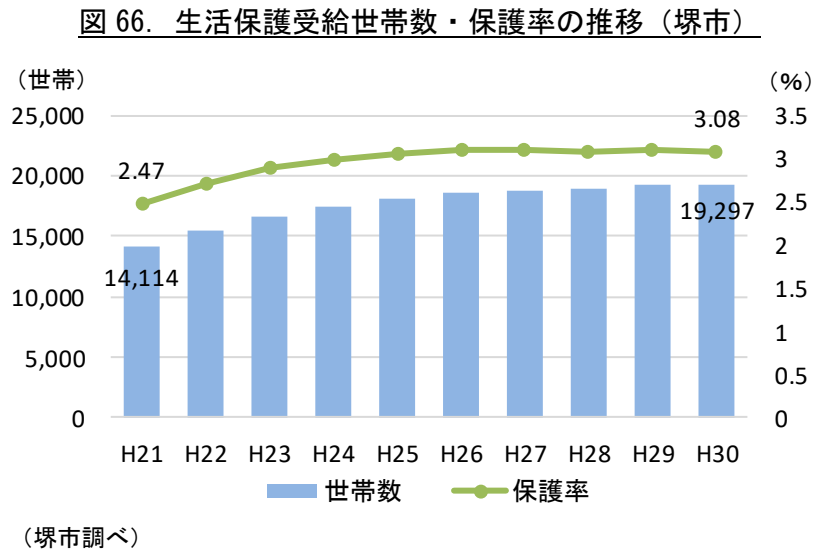
- ・平成 22 年度から平成 23 年度の減少は、手帳所持者の精査を行い、実態のない手帳の登録削除を実施したため。

(P12 関係)

□図 65. 外国人のいる世帯数・比率の推移

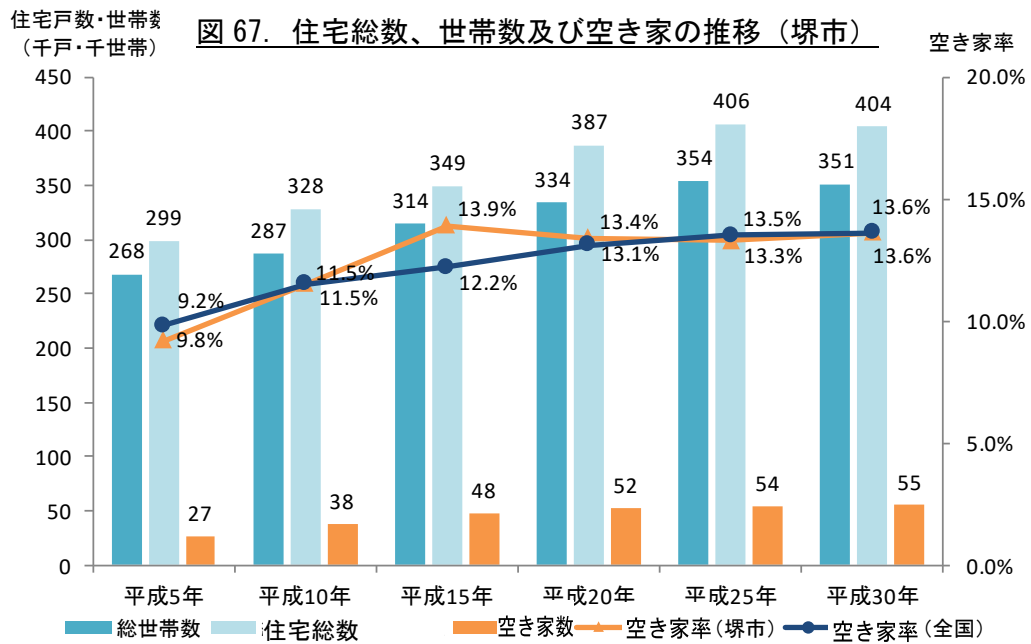


□図 66. 生活保護受給世帯数・保護率の推移



(P14 関係)

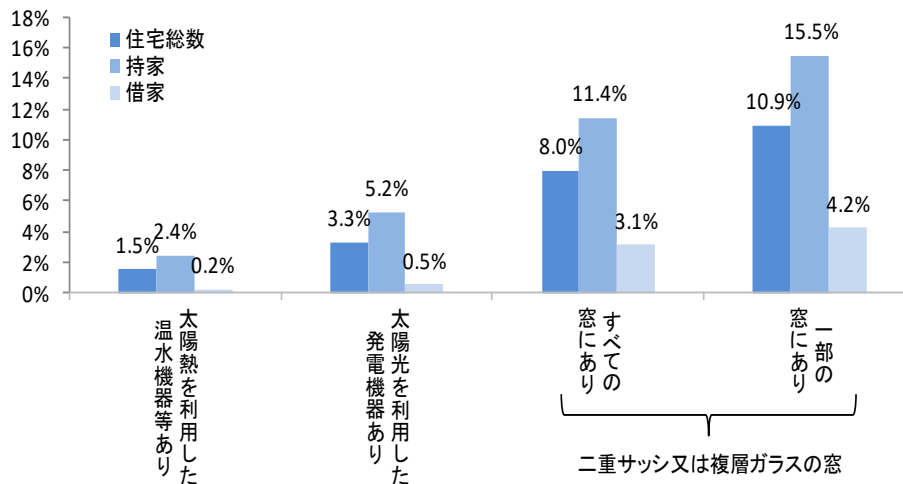
□図 67. 住宅総数、世帯数及び空き家の推移



(各年住宅・土地統計調査)

□図 68. 省エネルギー設備の普及

図 68. 省エネルギー設備の普及率 (平成 30 年、堺市)



(平成 30 年住宅・土地統計調査)

(P18 関係)

□表 6. 分譲マンションの区別団地数、棟数、戸数

表 6. 分譲マンションの区別団地数、棟数及び戸数

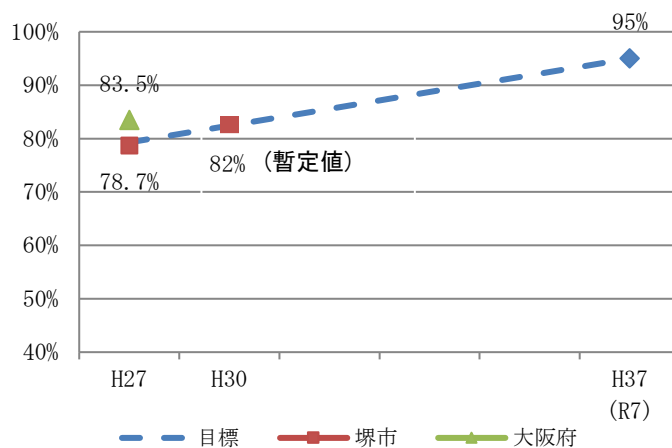
平成 30 年度末時点

	団地数		棟数		戸数	
	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(戸)	(%)
堺区	161	28.3	179	18.8	13,992	24.3
中区	43	7.6	46	4.8	3,085	5.4
東区	38	6.7	47	4.9	3,901	6.8
西区	102	18.0	116	12.2	7,572	13.1
南区	99	17.4	289	30.4	13,512	23.4
北区	124	21.8	273	28.7	15,569	27.0
美原区	1	0.2	1	0.1	9	0.0
計	568	100.0	951	100.0	57,640	100.0

(P24 関係)

□図 69. 住宅の耐震化率

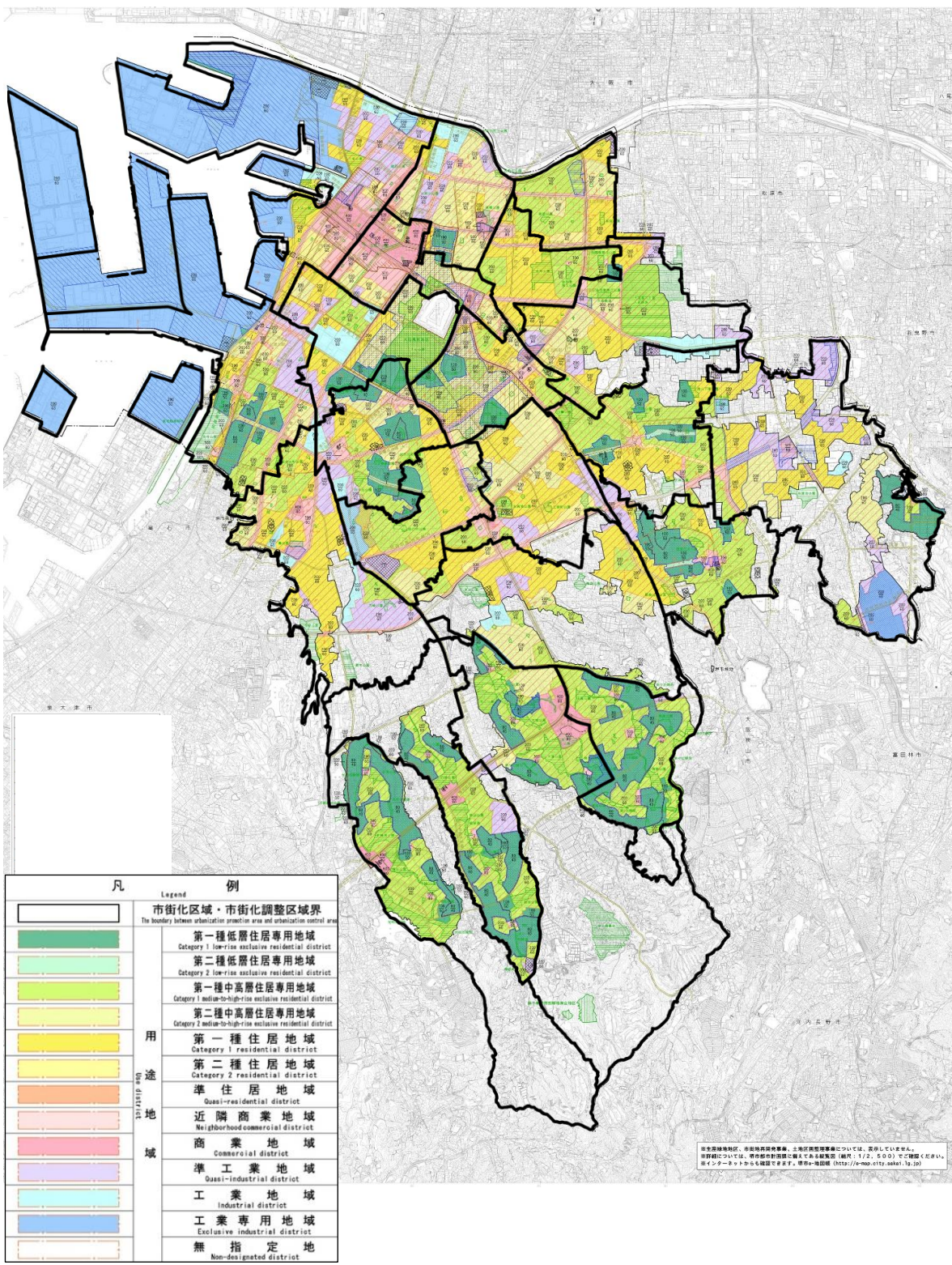
図 69. 住宅の耐震化率（堺市、大阪府）



※堺市 H30 年は、住宅・土地統計調査（総務省）から推計。

(P63~69 関係)

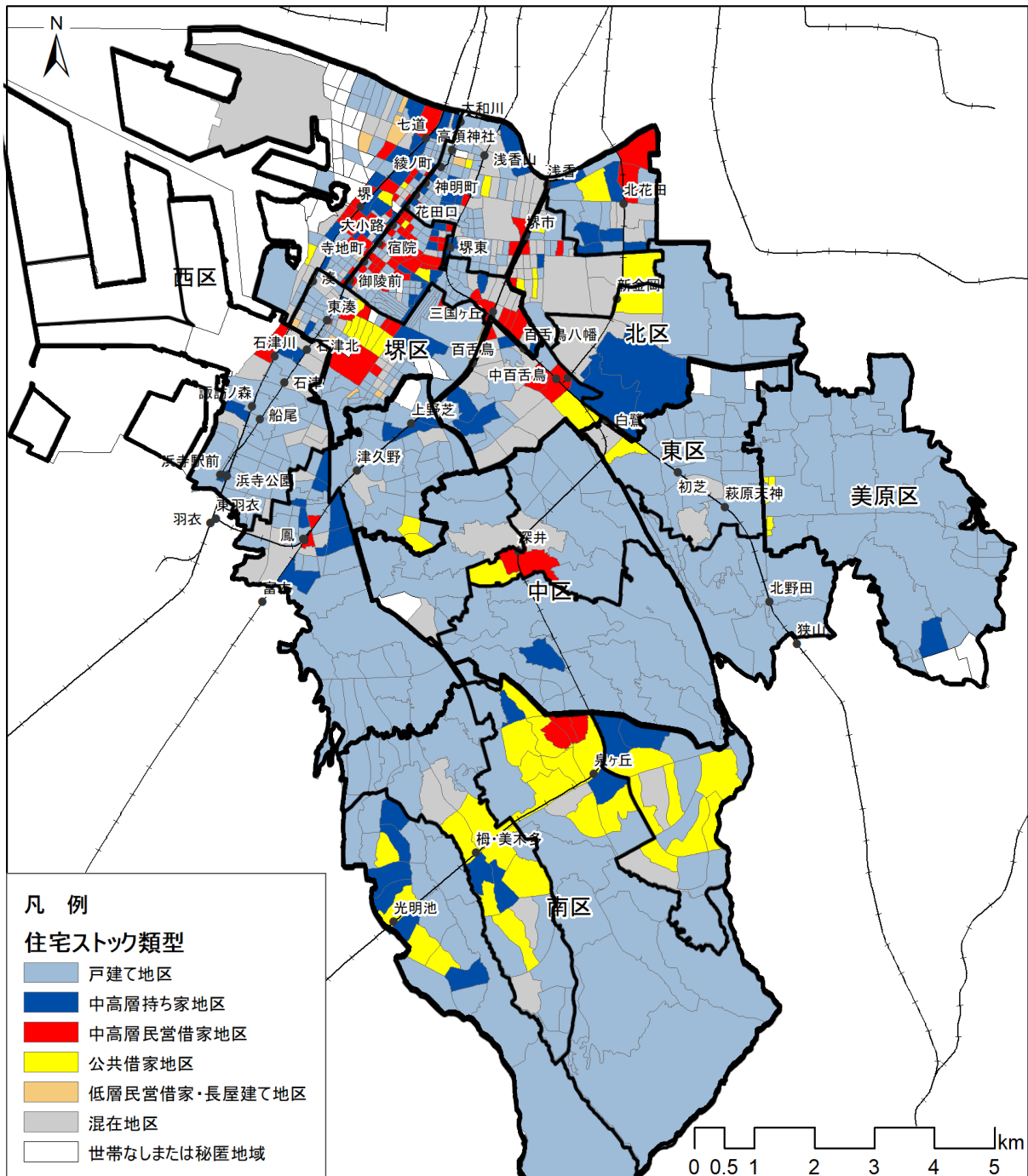
図 70. 用途地域



(P63~69 関係)

図 71. 住宅ストック類型

H27 国勢調査小地域別集計より、住宅の建て方、所有関係別に居住世帯の 5 割以上を占める類型に地区を分類した。いずれの類型も 5 割に満たない地区は「混在地区」に分類。



(P63~69 関係)

図 72. 住宅供給状況 (戸建、マンション新築状況)

H21~H30 の町丁目別新築戸建て戸数および H17~H27 新築分譲マンション戸数を集計した。

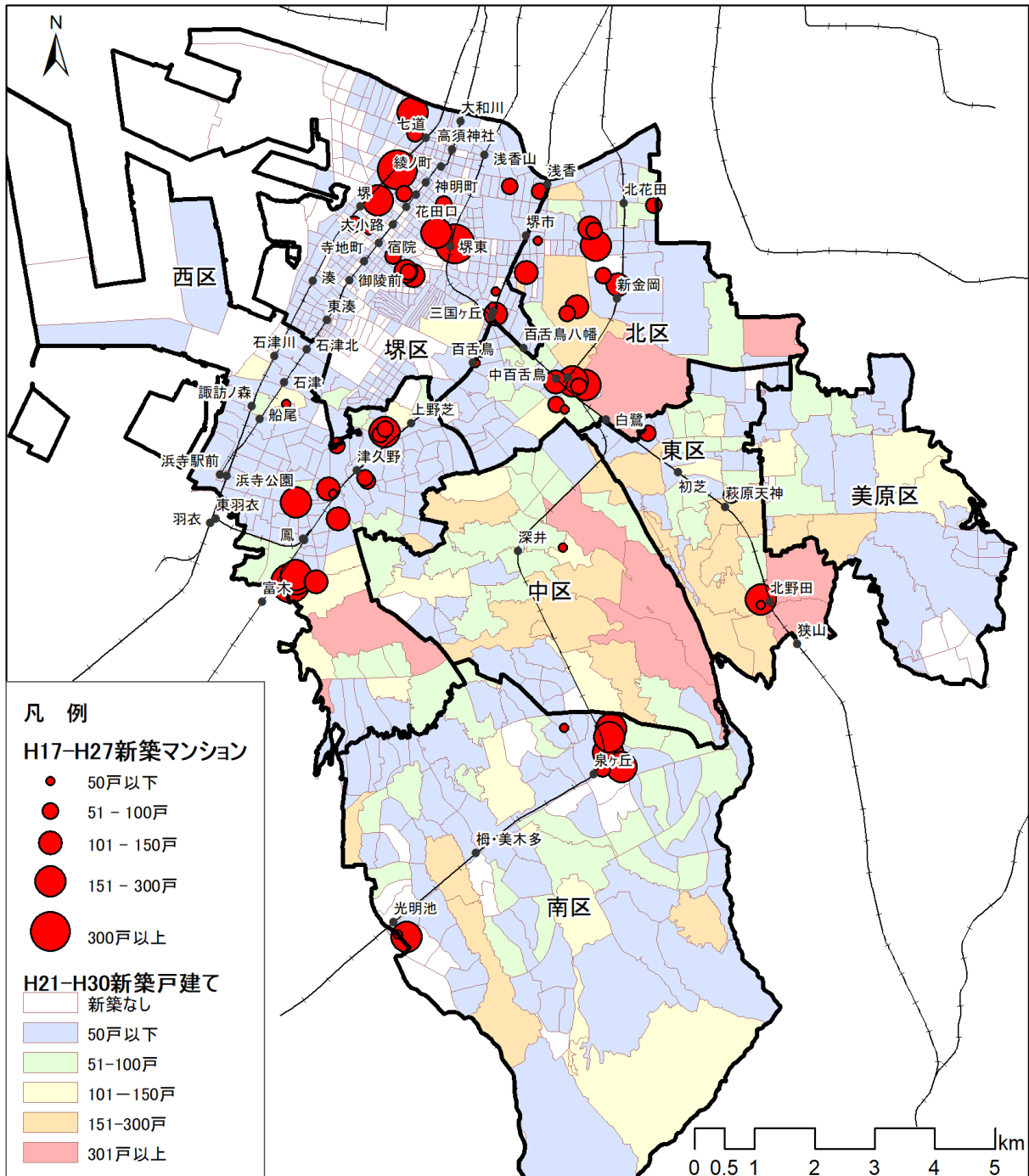
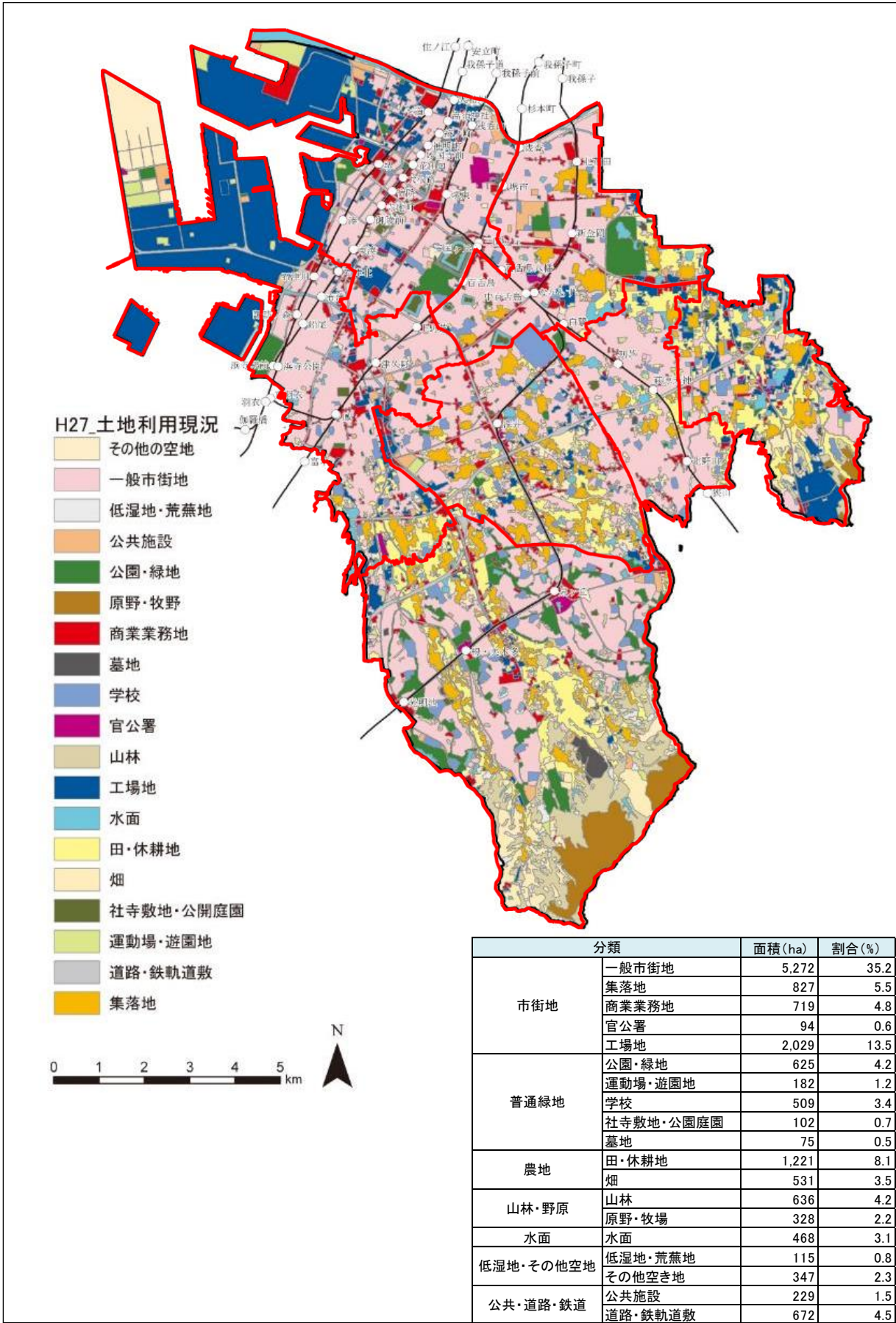


図 73. 土地利用現況

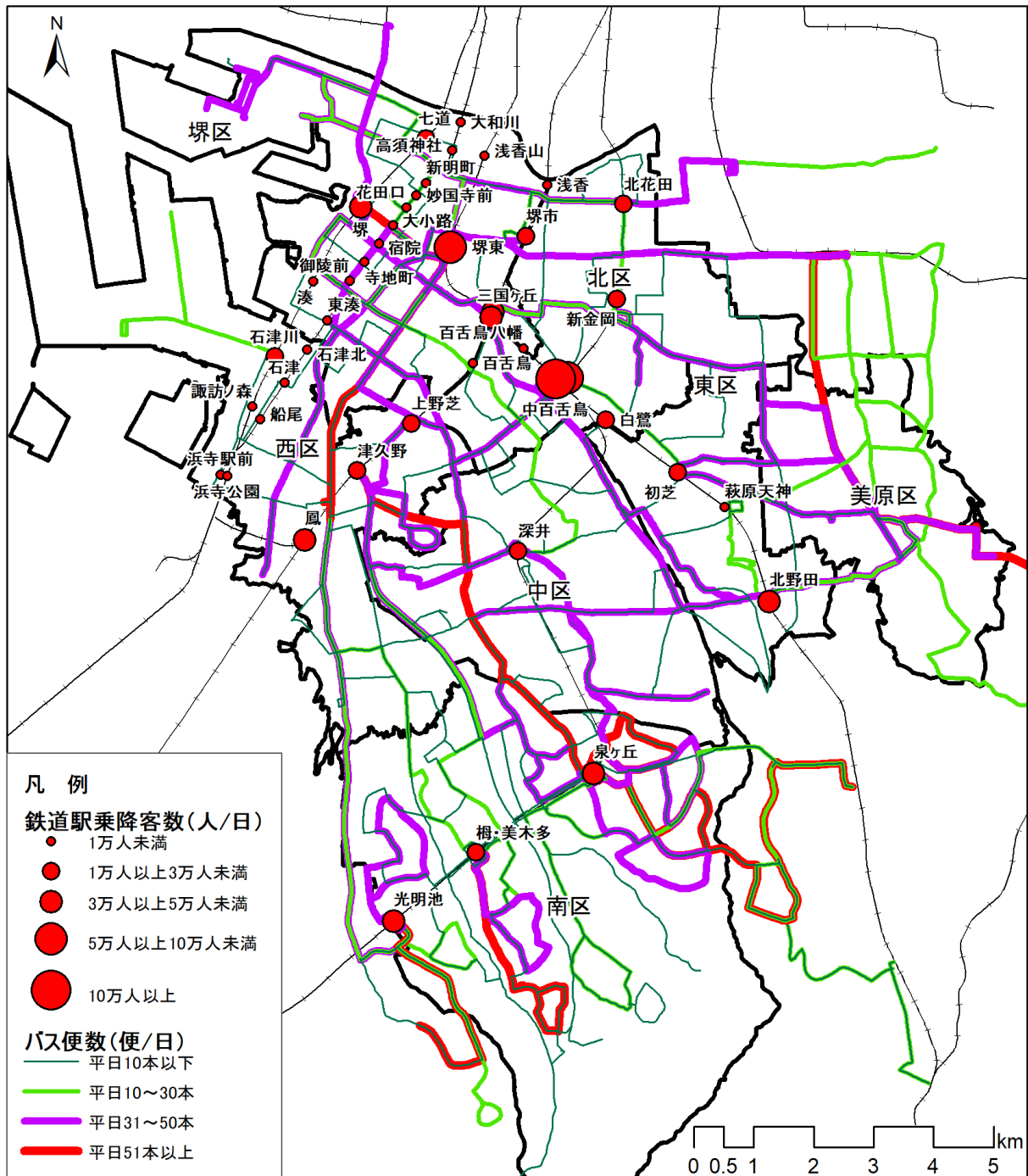
資料：平成 27 年度都市計画基礎調査



(P63~69 関係)

図 74. 公共交通 (鉄道駅乗降客数、バス路線)

バス便数は、国土数値情報より、1日運行本数を路線系統別に片道本数を1として集計



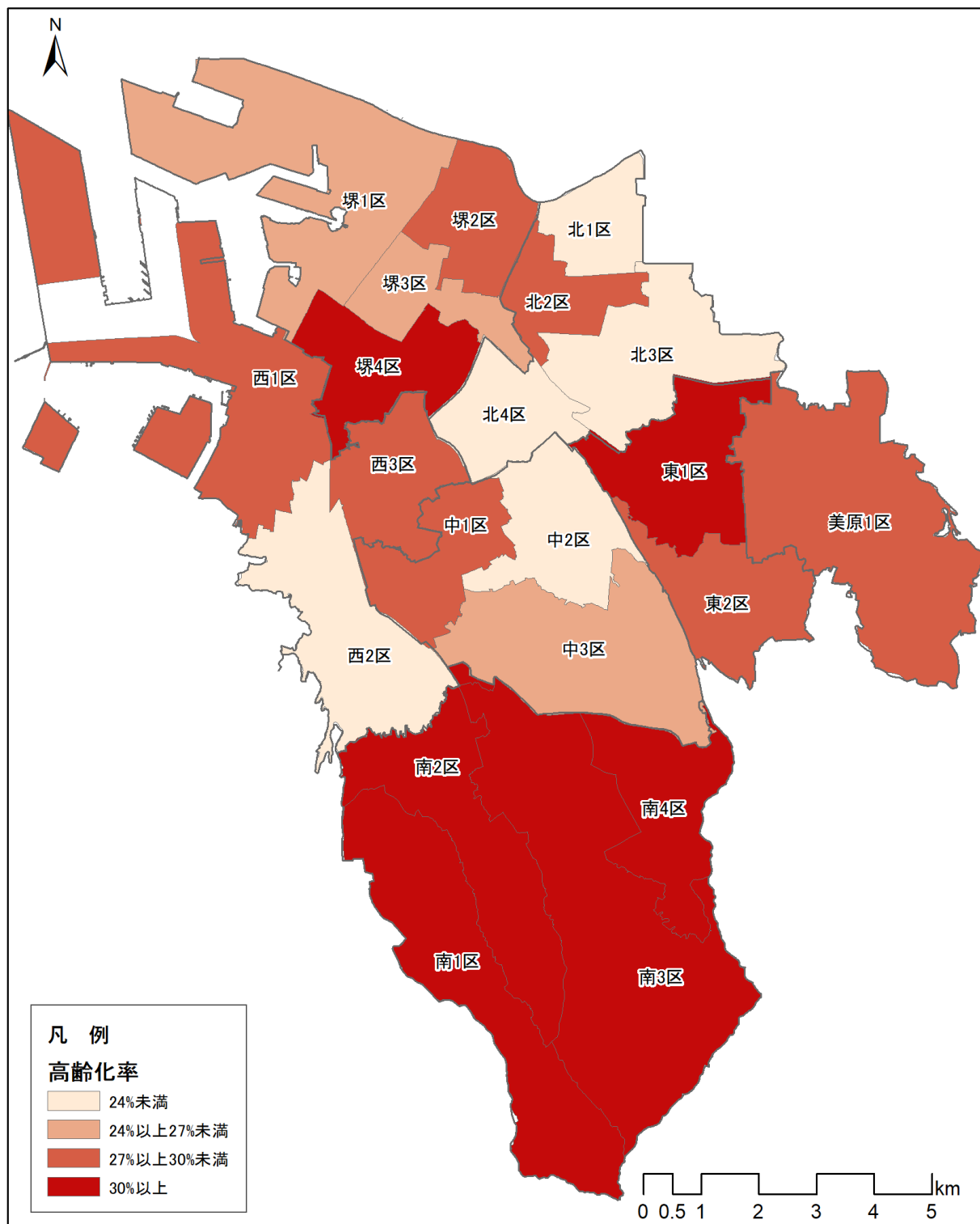
(P63~69 関係)

図 75. 高齢化率（日常生活圏域別）

65 歳以上の高齢者人口の割合

市平均値は 27.4%

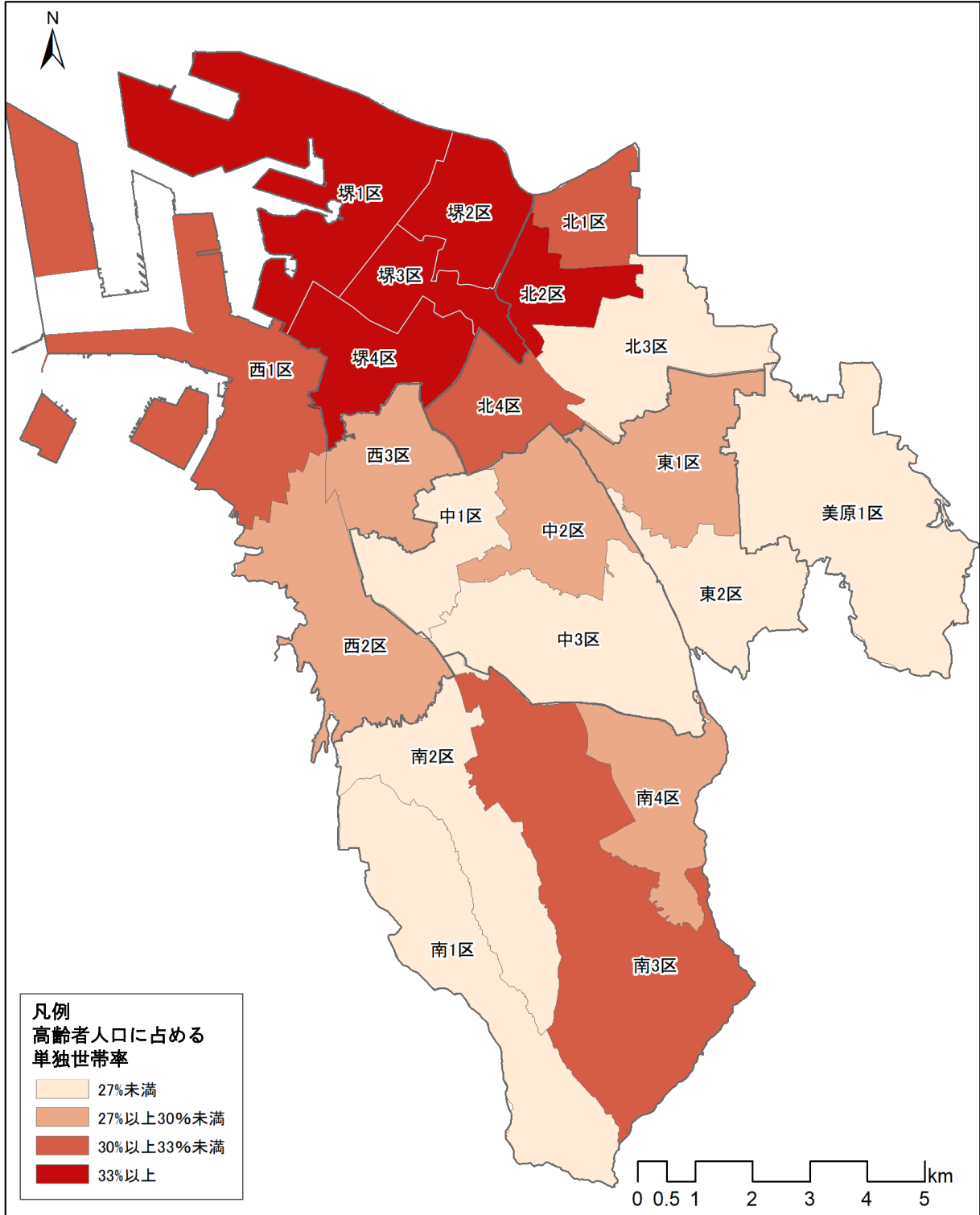
（堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より、データは平成 29 年 9 月末時点）



(P63~69 関係)

図 76. 高齢者人口に占める単独世帯率（日常生活圏域別）

高齢者人口に占める高齢者の単独世帯割合
市平均値は 29.2%
(堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計
画より、データは平成 29 年 9 月末時点)

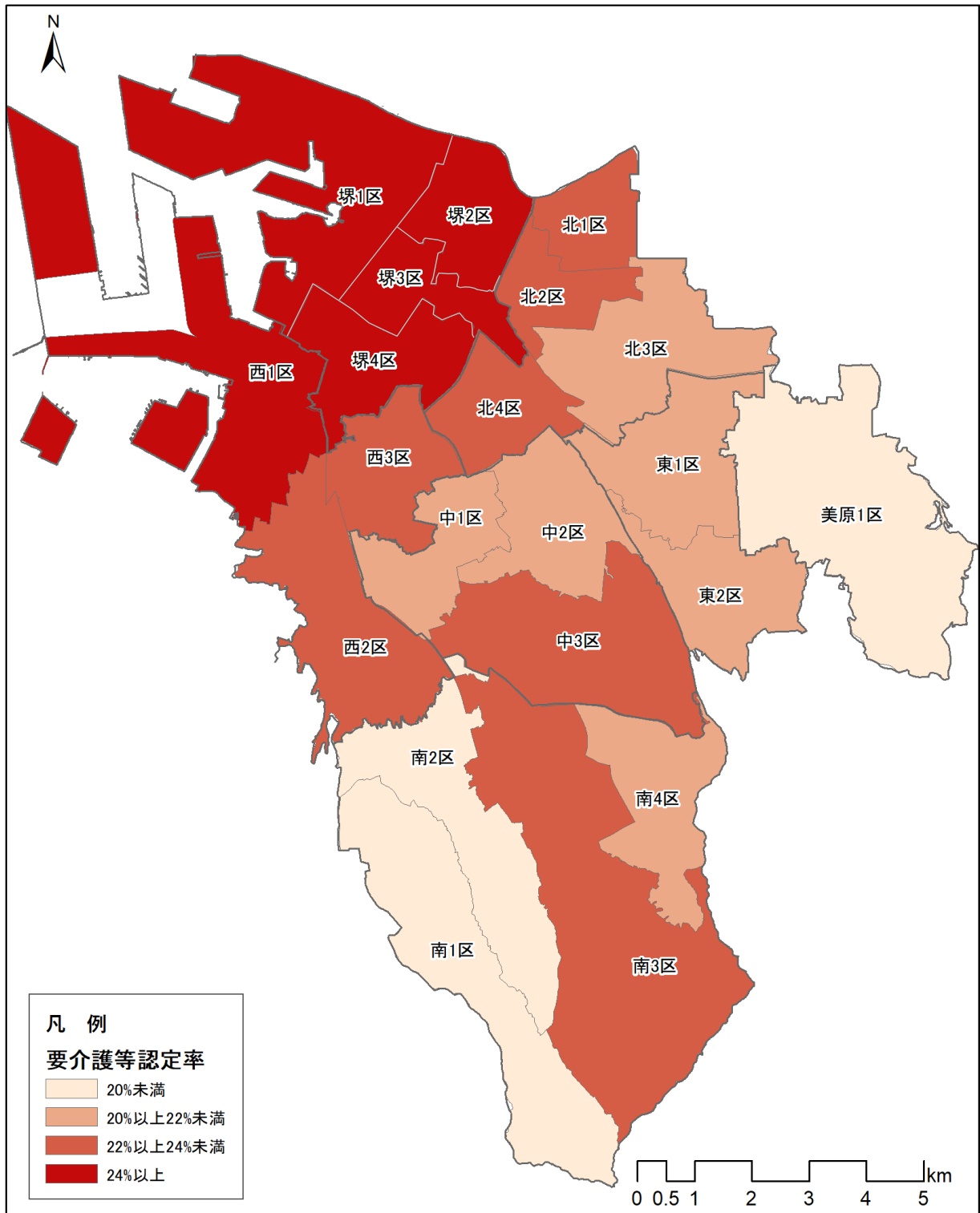


(P63～69 関係)

図 77. 要介護等認定率（日常生活圏域別）

高齢者人口に占める要介護等認定者の割合
市平均値は 22.3%

（堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計
画より、データは平成 29 年 9 月末時点）

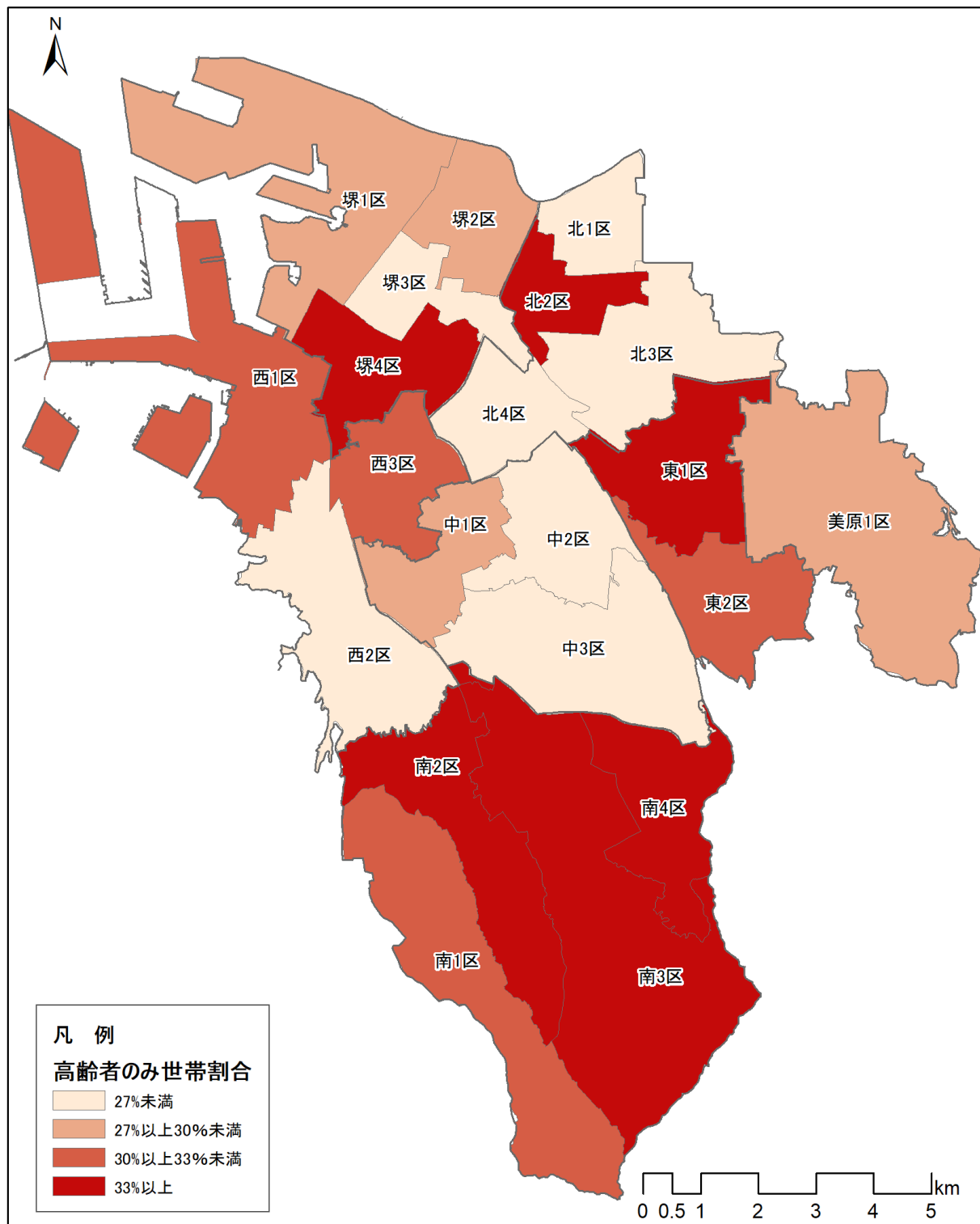


(P63~69 関係)

図 78. 高齢者のみ世帯割合 (日常生活圏域別)

全世帯数に占める高齢者のみ世帯数の割合
市平均値は 29.6%

(堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計
画より、データは平成 29 年 9 月末時点)



用語の解説

用語の解説

<アルファベット>	
ICT (情報通信技術)	「ICT」は、Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術全般を表す言葉。
IoT	Internet of Things。日本語では「モノのインターネット」と訳される。現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術。
NPO	Non-Profit Organization の略で、政府や行政から独立し、営利を追求しない社会貢献や慈善のために活動する非営利組織のこと。 平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法(NPO法)」により、一定の要件を満たせば法人格が付与されることとなり、その活動を支援する制度的枠組みが整えられた。
SDGs	持続可能な開発目標(SDGs)とは、極度の貧困と飢餓の撲滅等、開発途上国の目標であったミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月、国連サミットで採択された、先進国も含む2030年までの国際社会全体の17の開発目標
「SENBOKU New Design」	泉北ニュータウンにおいて、新たな価値を創造し、将来にわたって多様な世代が快適にみつづけることができる「持続発展可能なまち」を実現することを目的として策定した計画。令和3年策定。
<あ行>	
アフォーダブル	単に家を購入したり、借りたりするだけではなく、その家で生活する余裕があること。
歩いて暮らせる住環境	マイカーに頼らず、徒歩や自転車、公共交通により日常生活の利便性が享受できる住環境やその圏域。
「空家等対策の方針」	空家等に関する様々な課題に対する市の基本姿勢を示し、空家等対策の全体像を容易に把握できるようにするとともに、総合的かつ計画的な空家等対策を推進していく際の指針となる計画。法に基づく空家等対策計画。
安心R住宅	耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅。
インスペクション	既存住宅の建物状況調査のことを指し、構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分について専門家が行う調査のこと。
インセンティブ	ここでは建築計画等において、容積率や建ぺい率等の一般規制を緩和したり、助成制度等を適用し、より良い市街地になるように計画を誘導する手法。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の産業や生活の基盤となる施設。
雨水流出抑制施設	大量の降雨が発生した時に雨水管が雨水であふれてしまわないように、敷地内の雨水が雨水管に流入する前に一時的に貯留するための施設。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
応急仮設住宅	住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るもの。

<あ行> (つづき)	
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	住宅確保要配慮者の入居を受け入れる一定の質をもった民間賃貸住宅の登録とこれらの住宅の住宅確保要配慮者への情報提供、住宅確保要配慮者に応じた居住支援等を行うことをもって、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居と居住の安定確保に資することを目的としている制度。
大阪府住宅リフォームマイスター支援制度	府民が安心して住宅リフォームを行うことができるよう、大阪府が指定した非営利団体（マイスター登録団体）が、府民の依頼に応じて、一定の基準を満たす住宅リフォーム事業者（マイスター事業者）の情報提供を行う制度。
大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会	大阪府内の分譲マンションで、管理組合が取組む修繕、改修、建替え等様々な管理活動の支援を目的に、大阪府と市町村、関係団体により構成される団体。
大阪府分譲マンション管理適正化推進制度	大阪府内に所在する分譲マンションの適正な管理を推進し、もって良質な分譲マンションストックの形成と良好な居住環境の維持・向上に寄与することを目的とした制度。
大阪府防犯モデルマンション登録制度	大阪府防犯協会連合会が防犯上犯罪に遭いにくい構造、設備の基準を満たしていると認められるマンションを「防犯モデルマンション」として登録し、マンションにおける防犯環境を整備し防犯意識の高揚と犯罪の予防を進めるための制度
<か行>	
旧耐震基準	震度 5 程度の地震に耐えられることを目標とした昭和 56 年 5 月 31 日まで適用された耐震基準。
狭あい道路	建築基準法では、建築物の敷地は原則として幅員 4m 以上の道路に接しなければならないとされている。このため、幅員 4m 未満の道路を「狭あい道路」ということが多い。
居住支援団体	住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援する活動を行う地方公共団体、公的賃貸住宅事業者、不動産関係団体、居住支援法人等の団体。
居住支援協議会	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、関係団体が連携して設立する協議会であり、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対して必要な支援を行うもの。
居住ニーズのミスマッチ	居室の多い住宅に高齢者等の少人数世帯が居住し、子供の数が多いファミリー世帯等が狭い住宅に居住している状態。高齢者にとっては住宅の維持管理が大変で、子育て世帯にとっては必要な広さが確保できていないことから解消を図る必要がある。
景観協定	景観計画区域内の一段の土地の所有者及び借地権を有する者が、全員の合意により締結する、その土地の区域における良好な景観の形成に関する協定のこと。
建築協定	建築基準法第 69 条に基づく制度で、一定区域内の環境改善等をはかるため、関係権利者全員の合意により特定行政庁の認可を受けて、建築物に関する基準等について定める協定のこと。
減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取組み。防災が、被害を「防」ぐという字をあて、被害を出さないことを目指す印象を与えるのに対して、減災とはある程度の被害の発生を想定した上で、その被害を低「減」させることを強調するもの
グループホーム	障害者や高齢者が食事や家事等毎日の暮らしについて、世話人等による援助を受けながら、共同生活を行える住宅。

<か行> (つづき)	
広域緊急交通路	府県間を連絡する主要な道路、府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上、海上、航空輸送基地等を連絡する主要な道路、または、各府民センタービル、市町村庁舎等市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路。府が選定する。
公営住宅	公営住宅法に基づき地方公共団体が建設、買い取りまたは借り上げを行い、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅。
公的賃貸住宅	ここでは、国、地方公共団体、UR 都市機構等独立行政法人、地方住宅供給公社等が所有し、または管理する賃貸住宅をさす。
コーポラティブハウス	住宅の取得を希望する複数の人が建設組合を設立し、共同して敷地の取得や建物の企画・設計、建築工事の発注等を自力で行い、住宅を取得・管理する住宅のこと。コープ住宅ともいう。
国勢調査	各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査で、大正 9 年からほぼ 5 年ごとに実施されている。
コミュニティ	一定の日常生活圏に対応する地域単位とそこでの人々のつながりのこと。
コレクティブハウス	異なる世代の複数の世帯が一緒に住む住まい方の形式で、個人のプライバシーを確保できる独立した複数の専用住戸と、共同食堂・厨房・居間等の共用空間を備える。日常生活の一部を共同化し、自然な形で人と人とが触れ合うことができる。
コワーキングスペース	個々に仕事を持ち働く人たちが、働く空間を同じくするだけでなく、コミュニケーションを図ることで、互いに情報と知恵を共有する場所。通常、そのコミュニケーションを図りやすくする目的で、ワークスペースはパーテーション等で区切らずオープンスペースとなっている。
コンバージョン	既存建物に修繕・改造等を施し、新たな用途に転換して利用する既存建物の有効活用方策。他市では、都心部等において、オフィスを住宅用途へ転換する等の試みが行われている。
<さ行>	
サービス付き高齢者向け住宅	平成 23 年 4 月、高齢者住まい法の改正により、介護・医療と連携し、見守りサービスが付いた高齢者向け住宅の供給促進をめざし、新しい登録制度として創設されたもの。 これにより、高齢者専用賃貸住宅（専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅）や高齢者円滑入居賃貸住宅（高齢者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅）は廃止された。
サイクルポート	→シェアサイクル
最低居住面積水準	住生活基本法に基づき、国及び都道府県が定める、又は市町村が任意で定める住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画のこと。
堺 SDGs 未来都市計画	少子高齢・人口減少社会の中にあって、限られた資源を結集し、選択と集中のもとで、効果的な都市環境整備を行うため、取組み全般を牽引するリーディングプロジェクトとして、子育て・歴史文化・ものづくりの「堺・3つの挑戦」、「市民が安心、元気なまちづくり」や「都市内分権の推進」を実施している。 これらのプロジェクトを引き続き推進することで、本市のSDGsの達成を図る計画。

<さ行> (つづき)	
堺市営住宅長寿命化計画	市営住宅の活用可能なストックの選定及びその活用方針を定め、効率的かつ円滑なストックの更新と、予防保全的な維持管理を推進することを目的とする計画。
堺市建築物の総合環境配慮制度 (CASBEE 堺)	建築物の環境性能で評価し格付けする手法。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。
堺市住宅・建築物耐震改修促進計画	地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害の軽減に取組み、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進していくための基本方針、達成すべき新たな目標設定や実施計画を取り決めた計画。
堺市地域防災計画	災害対策基本法に基づき堺市防災会議が策定した計画であり、本市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務等を集大成する総合的かつ基本的な計画。
堺市無電柱化推進計画	無電柱化による都市防災機能の確保、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出と地域の魅力向上を図ることを目的とした計画。
シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムで、特にコミュニティサイクルは多数の自転車を都市内の各所に配置し、利用者はどこの拠点(サイクルポート)からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段。
シェアハウス	一つの賃貸物件に親族ではない複数の者が共同で生活する共同居住型賃貸住宅のこと。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感にもとづき自主的に結成する組織。平常時には、防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用機材の整備を行う。災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出援護、避難誘導等を行う。
シックハウス	住宅に使用される建材や塗料、家具等から発散する揮発性の有機化合物が原因で、目の痛み、めまい、吐き気等を起こすアレルギー性の症候群のこと。平成 14 年 7 月に建築基準法が一部改正され、シックハウス防止の措置がとられている。
市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
社会的企業	地方の活性化や地産地消を目指す農場経営、児童養護施設の退所者への就職支援を行う企業、障害者を積極的に雇用して社会貢献に役立たせる企業等、営利の追求だけではなく社会的な問題解決を目指す企業のこと。
集約型都市構造	中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造のこと。

さ行 (つづき)	
住生活総合調査	<p>国民の住宅に関する満足度、最近の改善状況、今後の改善計画や住まい方の意向等、住宅需要の実態を把握し住宅政策の基礎的資料を得ることを目的として、5年ごとに実施されている。「住宅需要実態調査」として、昭和35年から国土交通省住宅局が実施している。</p> <p>平成20年調査から、住宅・土地統計調査（総務省実施）との連携を強化し、調査内容の見直し・充実を図り、「住生活総合調査」と名称を改めて実施された。</p>
住宅瑕疵保険	<p>住宅瑕疵担保履行法で義務付けられた資力確保措置の一つとして、事業者が住宅専門の保険会社に加入する保険。これにより、万が一、事業者の倒産等により、瑕疵の補修等が行われない場合には、購入者に保険会社から保険金が支払われる。</p>
住宅・土地統計調査	<p>国民の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査で5年ごとに実施されている。この調査の結果は、住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用計画等の諸施策の企画、立案、評価等の基礎資料として利用される。昭和23年から総務省統計局が実施している。</p>
住宅確保要配慮者	<p>低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭等、適切な住宅の確保がしにくい者や、緊急に住宅を確保する必要のある者等、住宅の確保に特に配慮を要する者。</p>
住宅性能表示（——制度）	<p>住宅の性能を客観的に比較できるように、構造耐力、遮音性、省エネルギー性等に関する評価基準を国が定め、「指定住宅性能評価機関」が性能評価を行う制度のこと。平成12年4月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき創設された。</p>
職住一致	<p>職場と住居が同じ場所にあること</p>
職住近接	<p>職場と住居との距離が近いこと</p>
しんかなの住まいまちづくり（新金岡地区住まいまちづくり基本方針）	<p>公的賃貸住宅等の建替等を契機として、新金岡地区のもつポテンシャルを活かしたまちの魅力向上を図るため、本地区の将来のまちの基本的な方向性をとりまとめることを目的とした計画。</p>
スポンジ化（都市の——）	<p>都市の内部において、空き家、空き地等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態。</p>
スマートシティ	<p>先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取り組み。</p>
セーフシティさかい	<p>女性や子どもをはじめ、全ての市民が安心して暮らせるまちを実現するための取り組み。</p>
セーフティネット（——住宅）	<p>住宅政策におけるセーフティネットとは、様々な事情により住宅に困窮した場合においても、居住の安定を確保するための施策を指す。</p>
泉北ニュータウン住宅リノベーション協議会	<p>堺市と協力して、「リノベーションによる中古住宅等の流通」や「職住一体の暮らし」の促進による「泉北スタイル」の普及を目指したNPOや大阪市立大学、建築家、不動産事業者等で組織された協議会。</p>
ソーシャルミックス	<p>年齢、職業、所得水準等が異なる人々が同じ地域で交流して暮らせるようにすること。</p>

<た行>	
太陽光発電システム	太陽の光エネルギーを電力に変換する発電方式。
多世代居住	子育て世代や高齢世代を含む様々な世代の人々が同じ地域で暮らせるようにすること。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制
地域防災力向上マニュアル	堺市の各校区の実情に応じた取組事例や取組チェックシートを活用することで、各校区での取組の促進、継続による更なる防災力向上につなげることを目的としたもの
地区計画	都市計画法第12条の4に基づく制度で、新市街地、または既成市街地の街区または数街区の特定の地区を対象とし、建物形式、構造、用途等を一体的に規制し、物的環境等の整備をはかる計画。
蓄電システム	充電することによって電気が蓄えられて電池として使うことができ、何かに電気を使って放電した後も、再度充電することによって使うことができるようになる電池（システム）。
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定制度及び当該認定に係る住宅の性能の表示によりその流通を促進する制度の創設等の措置を講ずることが定められている。
テレワーク	情報通信機器を活用して、在宅で勤務すること。
都市型住宅	都市において、良好な住環境を確保しつつ高密度に住む集合住宅のこと。
都心地区、都心	都市の中心地。ここでは、市の総合計画に位置づけられた、概ね高野線の堺東駅周辺から南海線の堺駅周辺の地域のこと。
特定空家等	空家等のうち、以下の状態にあると認められるものをいう。 ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、 ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
土地区画整理事業	宅地の利用増進と公共施設の整備、改善をはかるため、道路や公園、水路等の公共施設の新設・変更と土地の区画形質の変更等によって健全な市街地の基盤整備を行う事業。
<な行>	
2戸1改善、2戸1化	元々2戸であった連続する住戸をつなげて大きな1住戸に改造する方法。
燃料電池システム	水素と酸素の化学的な結合反応によって直接、電力を発生させる装置。家庭用として、都市ガスやLPガスから生成する水素と空気中の酸素を反応させて発電し、この反応により生じる排熱を利用することによりエネルギー利用効率を高くした、省エネ・省CO2型の機器が商品化されている。

<は行>	
パートナーシップ	協力関係、提携、協調という意味で、ここでは住民、NPO、行政等が良好な住環境整備等に向けて共に考え、共に決定し、共に行動する対等・協働関係のこと。
ハウズビルダー	工務店や住宅メーカー等、家を建てる業者のこと。
ハザードマップ	万が一の災害に、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度等の情報や、避難所等の情報を府／市町村が、地図上に明示したもの。
フラット 35 S	民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する最長 35 年の全期間固定金利住宅ローンで、省エネルギー性、耐震性等質の高い住宅を取得される場合に、借入金利を一定期間引き下げる制度。
ブランディング	他と明確に差別化できる個性（イメージ、信頼感、高級感等）を作り上げる取組みをいう。ブランド化。
防火・準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく地域地区の一つとして定める地区。建物の規模に応じて耐火建築物としなければならないもの、耐火建築物または準耐火建築物にするもの、木造建築物でも良いものが規定されている。
防災ガイドブック	災害から身を守り、被害を最小限にとどめるため、防災・減災の観点から自助・共助の取組みを進めるために必要な情報をまとめた冊子。
<ま行>	
マイホーム借上げ制度	シニア世代のマイホームを借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するもの。これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができる。
マンション管理適正化推進計画	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（マンション管理適正化法）」により、国が定める基本方針に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るため市町村が定める計画。
密集市街地	狭小敷地に建つ老朽木造住宅等が密集した地区のこと。防災、住環境面の問題に加え、高齢化、商業活力の低下等の問題も内包している。
民泊	住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供すること。住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業の届出を行う場合や、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除くと、簡易宿泊営業として旅館業法上の許可を取得して実施する場合が一般的。
モビリティ	英語の「mobility」のことで、「動きやすさ」、「可動性」、「移動性」、「流動性」等を意味し、職業の移動や階層の移動、または乗り物等人の移動に関する用語として使用される。
<や行>	
大和川高規格堤防整備事業	阪神高速湾岸線から南海高野線までの約 3.1 キロメートル区間（三宝・錦西・錦綾校区）を、国が直轄河川事業として阪神高速道路大和川線の整備と併せて実施している事業。

<や行> (つづき)	
誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。
ユニバーサルデザイン	「ユニバーサル」とは「普遍的な、全ての」という意味。障害の有無や年齢、性別、体格等に関わらず、施設や製品、環境等が、全ての人のために使いやすく考えられた、人に優しいデザインのこと。
要配慮者	→住宅確保要配慮者
<ら行>	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。特に、趣味・交際等を含めた、その人の個性を表すような生き方のこと。
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期等に区切った、それぞれの段階のこと。
ライフライン	電気、水道、ガス、電話等線や管で結ばれた市民生活に不可欠な施設。広義には交通や流通システム等も含まれる。
リノベーション	既存建物に修繕・改造等を施すことにより、その機能を向上し価値を高めること。リフォームがクロスの張替え等小規模な修繕にも使われるのに対し、壁の位置を替える等より大規模な改修を行う場合に使用されることが多い。
リバースモーゲージ	借り手（高齢者）が自らの持ち家に継続居住しながら、その住宅を担保として生活資金を借り入れ、死亡時にその住居を売却することにより借入金を清算する制度
緑地協定	都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。